

第6回豊岡市農業委員会総会（定例会）議事録

令和2年8月25日（火）

（豊岡稽古堂交流室）

午後1時30分開会

議事日程

諸報告

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 5番 平峰 英子 委員
8番 上坂 定 委員
- 日程第2 会期の決定 8月25日 1日間
- 日程第3 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 第32号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 日程第5 第33号議案 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- 日程第6 第34号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 日程第7 第35号議案 農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について
- 日程第8 第36号議案 農地法第4条第1項第9号の規定による届出書受理について
- 日程第9 第37号議案 豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について
- 日程第10 第38号議案 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第11 第39号議案 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の設定について

出席委員（18名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 瀧下 康徳 | 2番 | 森田 強 |
| 4番 | 宮岡 正則 | 5番 | 平峰 英子 |
| 6番 | 石橋 重利 | 7番 | 栗原 安信 |
| 8番 | 上坂 定 | 9番 | 井谷 勝彦 |
| 10番 | 和田 敏明 | 11番 | 中島 覚 |
| 12番 | 西沢 泰裕 | 13番 | 大坪 豊 |
| 14番 | 高尾 利美 | 15番 | 大谷 均 |
| 16番 | 仲川 弘之 | 17番 | 原 清美 |
| 18番 | 村田 憲夫 | 19番 | 大原 博幸 |

欠席委員（1名）

3 番 平 野 薫

事務局出席職員職氏名

事務局長……………丸 谷 祐 二

事務局次長……………上 阪 善 晴

主幹兼係長……………古 谷 明 仁

主査……………西 田 弥

会長挨拶

○議長（大原 博幸） みなさん、こんにちは。非常に暑い日が続いておりまして、皆さん方体調管理大変だろうと思いますけれども、間もなく涼しい日も来るんじゃないかなと思っております。いよいよ稲刈りも始まりました。私の村の方も3日ほど前につきあかりを刈っておられまして、米が良かったのか悪かったのかまでは聞いておりませんが、車でパッと見ているかぎりでは、大きな災害もありませんし、比較的順調な生育なのではないかなとそんな感じがいたします。国の在庫量を見ていると、今年200万トン前後あるだろうというふうに見ているようでありまして、国の目標とする在庫量というのは160万トンから180万トンぐらいを見込んでいるようではございますけれども、それを超過することは間違いないというふうな状況のようございまして、米価がこれからどうなっていくのか注目したいところでございます。

今日は定例会ということでお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。それではただ今から総会を開会したいと思います。

諸報告

○議長（大原 博幸） 日程に先だち諸報告をします。

欠席・遅刻等の通告委員を報告します。遅刻3番 平野委員。時間が何分かわかりませんが、最終的には来ていただけるのではないかなと思っております。以上、通告を受けております。

行政報告

○議長（大原 博幸） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっておりますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（大原 博幸） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

○12番（西沢 泰裕） 8月12日に認定農業者認定審査会が行われたようですが、目新しい情報がありましたらお願いします。

○事務局（丸谷 祐二） 認定農業者認定審査会におきましては、担当職員がこの会議

に出席しておりません。特に報告等受けておりませんので特段のことはなかったと考えております。

○議長（大原 博幸） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は18名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただ今から第6回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、報告案件2件、許可申請案件17件、証明案件12件、届出書受理案件3件、協議案件2件、合計36件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

○議長（大原 博幸） 日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より2名を指名します。

5番 平 峰 英 子 委員

8番 上 坂 定 委員

以上の委員にお願いします。

会期の決定

○議長（大原 博幸） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第6回農業委員会総会（定例会）は、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって第6回総会（定例会）は、本日8月25日の1日間と決定しました。

農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

○議長（大原 博幸） 日程第3、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を終わります。

第32号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長（大原 博幸） 付議事項に入ります。日程第4、第32号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。現地調査員を代表して、14番 高尾委員、お願いします。

○現地調査員（高尾 利美） 去る8月17日、8時半過ぎから1時過ぎまで事務局の方2名、13番大坪さんと14番高尾、4名で現地を確認してきました。今の事務局の方の説明のとおり、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。よって、第32号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可書を発行します。

第33号議案、農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長（大原 博幸） 日程第5、第33号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

現地調査員を代表して、15番 大谷委員、お願いします。

○現地調査員（大谷 均） 去る18日、16番仲川委員、都市整備課、事務局2名と私の5名で現地の確認をいたしました。事務局の説明のとおり、特に問題はありませんでしたのでご報告をいたします。以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。よって、第33号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」は、原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第34号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長（大原 博幸） 日程第6、第34号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお

願います。

現地調査員を代表して、15番 大谷委員、願います。

○現地調査員（大谷 均） 同じく18日、5名で現地を確認いたしました。事務局の説明のとおり、特に問題がある案件はございませんでしたので報告をいたします。以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

12番 西沢委員。

○12番（西沢 泰裕） 申請番号40番と44番の転用目的、文言入っているんですけど、どちらかにあわせた方が、44番の露天車輛置場に変えた方がいいかなと。それと40番の転用目的露天車輛置場これ何台置きますかの中で7台と。366平方メートルに7台、もっとたくさん置けそうな感じがするんだけど、何で7台かなと思いました。

○議長（大原 博幸） 事務局、説明をお願いします。

○事務局（古谷 明仁） 先ほどの西沢委員さんの質問で、露天車輛置場と車輛露天置場、これについては申請書に記載されたとおりに書かせてもらったので、ご指摘のあったような露天車輛置場に統一したいと思っております。先ほどの40番の7台ですけれども、ここ、袋地になってまして、進入路が狭くなっております。ですので進入部分が駐車場に利用できないので奥の方7台、農地全体を有効に転用される計画なので妥当かなと考えております。以上です。

○12番（西沢 泰裕） ありがとうございます。

○議長（大原 博幸） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第34号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第35号議案、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について

○議長（大原 博幸） 日程第7、第35号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、14番 高尾委員、お願いします。

○現地調査員（高尾 利美） 同じく8月17日に4名で現地を確認してまいりました。農地に該当しない証明というのは20年間農地でないという証明が必要となってきますので、いくつか、30番、32番等、一度建物を建てられて、それからその状態からまた変わっているということで、また農地に帰したというふうな状態ではないと思うんですけども、その確認が必要ということで追加の確認できる書類をお願いしているということでしたので、特にその証明があれば問題がないと思います。以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第35号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおりすべて可決されました。

証明書を発行します。

第36号議案、農地法第4条第1項第9号の規定による届出書受理について

○議長（大原 博幸） 日程第8、第36号議案「農地法第4条第1項第9号の規定による届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、15番 大谷委員、お願いします。

○現地調査員（大谷 均） この2件につきましても、去る18日の午前、5名で現地の確認をいたしました。両件ともすでに建物が建っているんですけども、始末書が提出されているということから特に問題ないというか、やむを得ないなということで現地の確認をいたしました。以上ご報告いたします。以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○18番（村田 憲夫） 先ほど現地調査ということで報告されましたけど、始末書って、どこに始末書が付けてあるんですか。ここには書いてないですね。

○事務局（古谷 明仁） 今回、こちらについては4条の届け出ということで、この備考欄に記載がないというお話なんですね。

○18番（村田 憲夫） 必要ないんですか。

○事務局（古谷 明仁） 本来、4条ただし書きというのは200平方メートルまでの転用については届け出という義務があり、届け出をされてから建築されるよう指導しているわけですけども、例えば今回届出番号3番だと、うちが指導した後に建築確認の通知が来たので勘違いされて、工事に入られたということで認識の違いでやむを得ないかなと思っています。ここに始末書を書いてない、届出なんで書かなくていいかなということで書いてないんですけど、今後必要であれば始末書を記載しようと思っています。

○18番（村田 憲夫） 現地確認された方が始末書が出てますと言われたんで、ここに書いてない、どっちが本当かなと思って聞いただけです。必要ないなら必要ないでいいです。

○事務局（古谷 明仁） 始末書は出てます。先ほど言った後の方については現地に行って初めて倉庫が建っているのが分かったんで、現地調査の時に始末書は付いてなかったんですけど、始末書を取るということで相手に指導し、始末書を提出いただいています。

○議長（大原 博幸） はい、どうぞ。

○9番（井谷 勝彦） 3条の説明の時に出された案件の関連ということなんですけれども、本来3条の時にこの状態であれば許可ができない状態じゃないんでしょうか。3条を出して、後始末で届出を受理するという話では本来農地法の主旨からしておかしいと思われるんですが、3条はその説明をなされずに通されました。このやり方についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○事務局（古谷 明仁） 3条の申請が出てきた段階で、当然3条は農地の状態でとい

うことを確認します。農地の状態で確認する中で、例えば農作業小屋がどのように扱われるかということで県農業会議の方に確認します中で、農業用倉庫基礎等あるわけでもなく、ちょっと建っている倉庫については、倉庫が建っていても3条でやむを得ないかなという意見は聞いております。ただ、2アール未満については農業用倉庫の届出をみなさんをお願いしている手前、当然届出は貰うべきだということで3条と4条ただし書きを同時に今日の総会で、順番に言うと3条の方から協議させていただいているんですけども、3条でその後の許可の前提で4条と言うのは本人の土地ということになるので、そのあたりについては4条届出同時ということでご理解いただきたいと思います。3条申請の時にその説明の中で少しそのあたりも触れさせてもらったんですけども、3条の申請自体でその農業用倉庫があるからダメだということにはならないかなと。ただ他とのバランスも含めて届出も同時に出していただく、そういう指導で今回諮らせていただいていたと思います。以上です。

○議長（大原 博幸） よろしいですか。

○議長（大原 博幸） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第36号議案、「農地法第4条第1項第9号の規定による届出書受理について」は、原案のとおり可決されました。

受理書を発行します。

第37号議案、豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について

○議長（大原 博幸） 日程第9、第37号議案「豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、15番 大谷委員、お願いします。

○現地調査員（大谷 均） 同じく18日に現地の確認を行いました。ただ今事務局から説明のありましたとおり、特に問題はないというふうに思われますのでご報告をいたします。以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第37号議案「豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」は、原案のとおり可決されました。

受理書を発行します。

第38号議案、農用地利用集積計画の決定について

○議長（大原 博幸） 日程第10、第38号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○4番（宮岡 正則） 利用開始期間、これ、逆じゃないんですか。1番の但東町の分に関しては令和2年8月31日になっているんですけど、この上の表には9月1日になっているんですけど。これ、誤りじゃないんですか、上下。下の24件が8月31日になっているんですけど、書類は9月1日になっています。逆じゃないですか。

○事務局（西田 弥） 20ページの表でしょうか。上の段は賃貸借権でございますの

で、但東町の1番2番はこれは使用貸借権ですので8月31日から12年の12月24日までということです。

20ページの表なんですけれども、期間の書き方が最長の期間をとっているということで、それぞれ21ページにあります開始期日と終了期日、これの一番最長の期日を載せているということです。

○議長（大原 博幸） 概要と一覧が合わないということですか。

○4番（宮岡 正則） そうそう、そういうこと。

○9番（井谷 勝彦） 事務局の説明されたと思うんですけども、いわゆる賃貸借は3番4番だけですので3番4番の始期はあくまで9月1日、終了は12月24日。1番2番と5番から後ろまでが使用貸借のところですので、使用貸借の始期は8月31日となっているので問題ないと思うんですけど。

○事務局（古谷 明仁） 今回は1枚だけなんですけれども、多いときには何百筆と出てきます。その時には一つ一つ3年とかいろいろと期間がある中で、そこを全部1枚の概要のところにあげるのは難しいケースもあるので、始期の一番早いものと、終期の一番遅いものを表記しています。また、使用貸借と賃貸借と分けて最大期日で表示させてもらっています。今回は件数が少なかったので9月1日の方も記載していればこんなことにはならなかったかなと思っています。ただ、件数の多いとき1個1個ここにあげるのは困難なのでということでご理解いただきたいと思います。

○議長（大原 博幸） よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第38号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり可決されました。

「計画書のとおり、農用地利用集積計画を決定する。」旨の決定通知書を送付します。

第39号議案、農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の設定について

○議長（大原 博幸） 日程第11、第39号議案「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の設定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、14番 高尾委員、お願いします。

○現地調査員（高尾 利美） 同じく8月17日、4名で現地確認を行いました。事務局の説明のとおり、特に問題はないと思います。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○9番（井谷 勝彦） この上の段の面積を教えてくださいのと、今後転入されるかどうかの予定が分かっていたらよろしくお願いたします。

○事務局（古谷 明仁） 面積ですけれども、購入面積で300平方メートルです。転入の予定ですけれども、申出書によりますと令和2年11月1日予定ということで書類の方、出てきております。

○議長（大原 博幸） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第39号議案「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の設定について」は、原案のとおり可決されました。

閉会

○議長（大原 博幸） お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって、本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、令和2年度第6回豊岡市農業委員会総会(定例会)を閉会します。

午後2時40分閉会